



第 1 回検討会概要等

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第 2 回）

令和 7 年 11 月 10 日
環境省 環境影響評価課

第1回検討会の概要

- 第1回検討会では、以下について説明し、御意見をいただいた。
 - (1) 建替事業・建替配慮書に関する検討事項について
 - (2) 図書の継続公開に関する検討事項について

建替事業・建替配慮書に関する主な御意見

- 「既存工作物が設置されている区域」の定義について、火力・地熱は発電所敷地と考えることができる一方で、風力は発電設備が設置されている区域や、工事のためのアクセス道路を含めて線的に捉えた区域等、考え方が複雑であるため、事業種ごとに整理する必要がある。
- 風力発電事業における風車の大型化の傾向を踏まえた議論を行うべき。
- 既存の火力発電所・風力発電所のリプレースに関するガイドラインとの関連性について整理するべき。
- 実際の各事業（火力発電・風力発電・地熱発電）において、どのような事後調査・環境監視結果が活用可能かを整理する必要がある。また景観の扱いについても整理するべき。

図書の継続公開に関する主な御意見

- 図書の継続公開に関する事業者の意見を把握したい。
- 事業者にとってのメリットや継続公開への認識を整理するべき。

第2回検討会のヒアリング団体・項目について

- 第2回検討会では、事業者団体を含む6団体から建替事業・建替配慮書及び図書の継続公開についてヒアリングを実施する。

ヒアリング団体

- ・ 電気事業連合会
- ・ 日本地熱協会
- ・ 公益財団法人 日本野鳥の会
- ・ 一般社団法人 日本風力発電協会
- ・ 公益財団法人 日本自然保護協会
- ・ 一般社団法人 日本環境アセスメント協会

ヒアリング項目

【建替事業・建替配慮書について】

- 建替事業の要件となる「政令で定める距離・規模の比」の検討にあたり考慮すべき事項について
- 建替配慮書に記載する「環境の保全のための配慮の内容」について
- 既に行われている事業において建替事業を行う際に活用できると考えられる情報について

【図書の継続公開について】

- アセス図書を公開することの意義について
- 継続公開の制度運用に当たって留意が必要な事項について

(参考) 検討の進め方

前回 (第1回)

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討事項

論点① 建替事業・建替配慮書

論点② 図書の継続公開

今回 (第2回)

関係団体へのヒアリング

～2月

議論（以下、検討事項）

- 「建替事業」の要件（特に「距離」「規模」）
- 「建替配慮書」の具体的内容（「配慮書」との差異）
- 図書の継続公開に当たっての留意点

既存のリプレイスに関するガイドラインについて（概要）



■ 火力発電所リプレイスに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン

（平成24年3月（平成25年3月改訂）環境省）

- リプレイス後の事業で環境負荷の低減が図られる「**改善リプレイス**」であり、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所敷地内又は隣接地に限定される等により**土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業を対象**としたもの。
- 平成25年の改訂において配慮書手続を含めた合理化について追記され、**リプレイス前の事業における既存調査結果等を配慮書段階から活用することにより、以降の手続における環境影響評価の項目及び手法の選定（スコーピング）を合理化するための考え方**について示している。

■ 風力発電所のリプレイスに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（令和2年4月 環境省）

- 風力発電所のリプレイス事業は、出力が増加又はリプレイス前と同程度、風車の基数が増加・減少又は同程度など、様々なパターンが想定されるため、**リプレイス前と概ね同様な区域において、出力が概ね同程度のものを対象**としたもの。（風力発電所における軽微な変更の要件を参考に想定）
- リプレイス前の風力発電所の環境影響に関する情報について配慮書や方法書などで明らかにすることで、**環境影響評価の項目及び手法の選定（スコーピング）を合理化するための考え方**について示している。

■ 火力発電所リプレイスに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン

- 区域の考え方：具体的に想定した数値の規定はなく、**事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定**される。

共同火力事業者や自家発電設備を設置する事業者においては、既存の事業地内（例えば、製鉄所の敷地内等）に限定される場合などが候補となり得る。また、既存の発電所敷地の隣接地（他社工場跡地等）が、空地の場合等の土地改変等による環境影響が限定的な場合も候補となり得る。

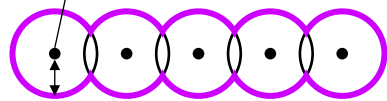
- 規模の考え方：具体的に想定した数値の規定はなく、**改善リプレイスであることが条件**となる。（出力）

改善リプレイスとは、リプレイス後に、発電所からの温室効果ガス排出量、大気汚染物質排出量、水質汚濁物質排出量及び温排水排出熱量の低減が図られる（温室効果ガス排出量以外の項目については現状非悪化となる場合も含む。）事業を指す。

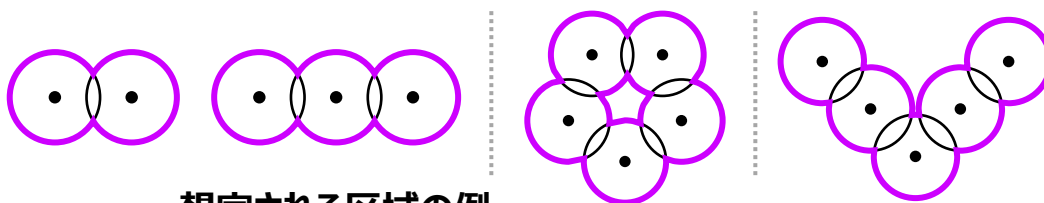
■ 風力発電所のリプレイスに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

- 区域の考え方：リプレイス後の風力発電設備（タワー部分）が、**リプレイス前の風力発電設備（タワー部分）から 300m 以内の範囲**であるもの。

リプレイス前の風力発電設備



リプレイス前の風力発電設備から半径300m



想定される区域の例

- 規模の考え方：リプレイス後の風力発電所の出力が、**リプレイス前の出力から 10 %以上増加しないもの**。（区域・規模ともに風力発電所における軽微な変更の要件に合致）

図書の継続公開に対するパブリックコメントについて



- アセス図書の公開期間を定める「環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案」について、令和7年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施。
- 公開期間を含むアセス図書の継続公開に関する意見は6件。

御意見の概要

公開期間の起算日について、同意がなされる日は、事業者等の恣意に係るものであることから、同意日ではなく公表日とするべき。

公開期間を30年とすることは理解。公開にあたっては、事業者側に過度な負担が生じないよう配慮いただきたい。

公開図書の著作権侵害や、無断引用を懸念。公開にあたっては、環境省ホームページ上などで著作権の扱いをわかりやすく明示すべき。

公開期間を30年とされることについては、後続事業者による活用および事業の透明性の向上・地域の理解醸成の観点から十分な期間が確保されているものとする。

その上で、事業者から図書公開の同意を広く得るためには、公開図書に係る著作権法上の扱いや、環境影響評価制度上の位置づけを明確化するとともに、二次利用や内容に関する問合せ等の取扱に係る適切な運用ルールを定めて周知することが必要。

「事業者の同意を得た上で」とされているが、同意が無くても30年公開をすべき。

確実な実施のための体制整備を求める。

(参考) 第 1 回検討会資料



建替配慮書に係る規定

- 建替配慮書に関する規定の施行に向けては、**建替事業の適用要件（距離及び規模の比）**を定める必要がある。（政令で定めるもの）
- また、建替配慮書は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、**「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載することとしたところ、具体的な記載内容**を検討する必要がある。（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

○改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）
（配慮書の作成等）

第三条の三 （略）

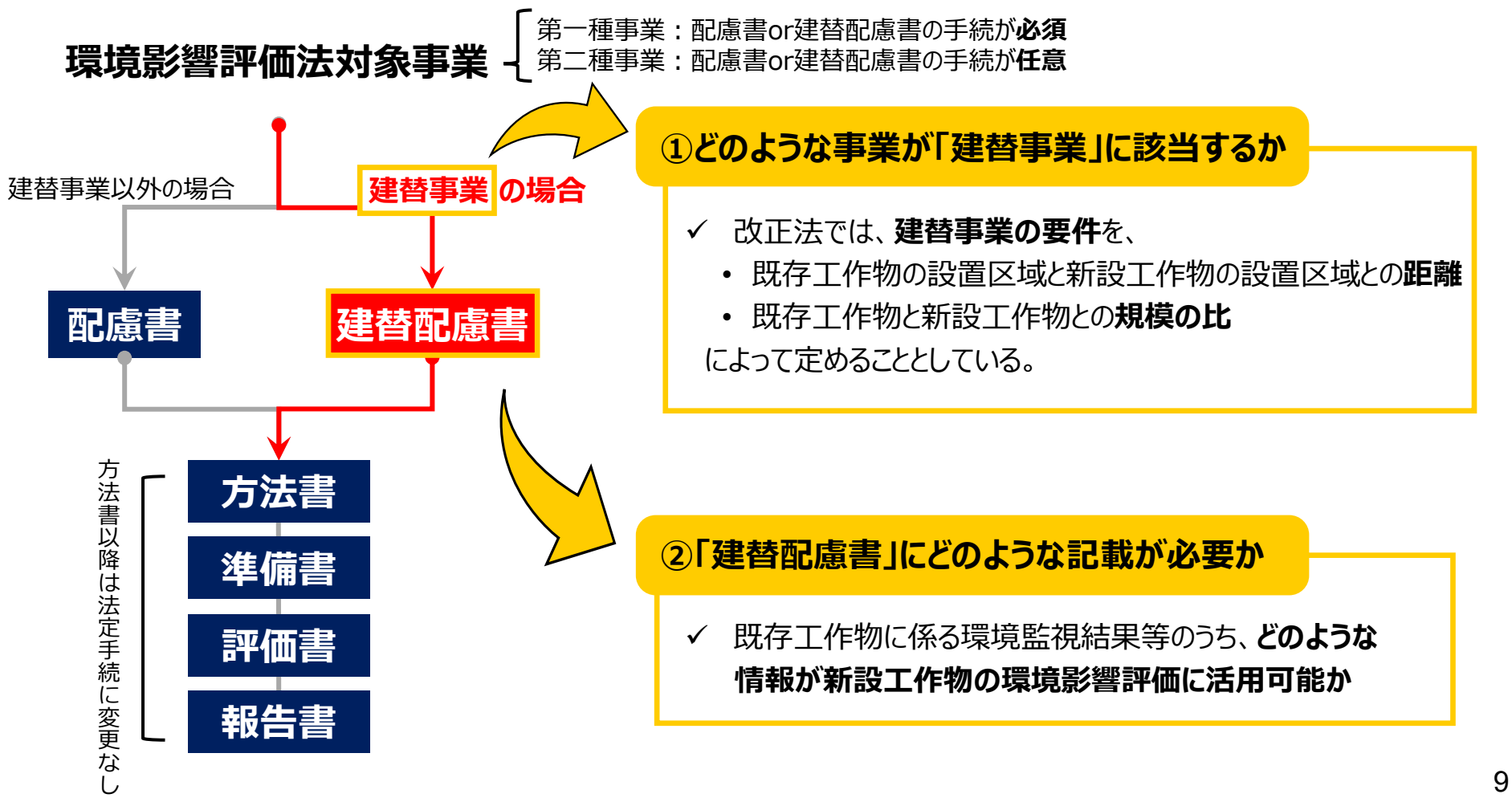
- 2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。
- 一 事業実施想定区域
 - 二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

3 （略）

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

議論の対象について

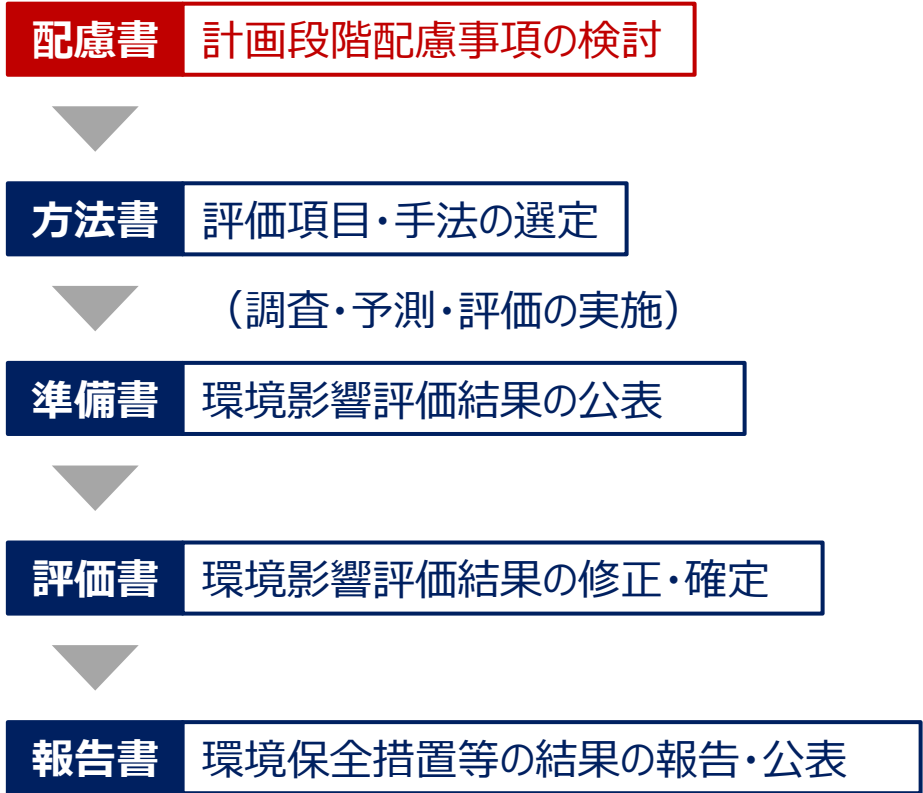
- 改正法の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。
 - ① 「建替事業」の要件
 - ② 「建替配慮書」の記載内容





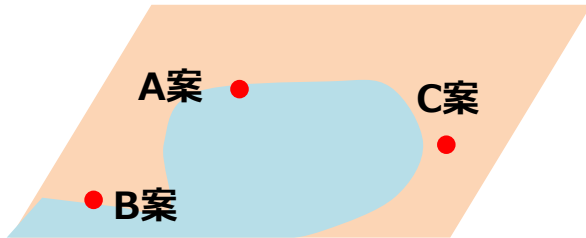
配慮書とは

- 配慮書手続は、事業の枠組みが決定する前の事業計画の検討段階において環境配慮を行うもの。
- 事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことで、事業計画の検討の早期の段階において、柔軟な計画変更により**重大な環境影響の回避・低減を図る**ことが目的。



現行の配慮書の記載事項

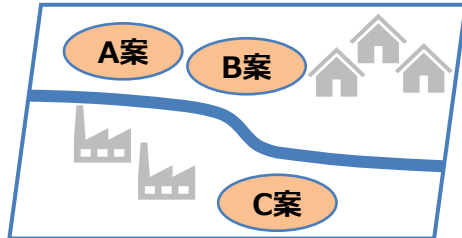
- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る**位置・規模**又は**構造物等の構造・配置**に関する適切な**複数案**を設定することを基本とする。
 - 事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案
※事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない。
- 計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、**位置・規模又は配置・構造**に関して**複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである**。このため、計画段階配慮は**位置・規模又は配置・構造の複数案を検討する段階で実施することが望ましい**。



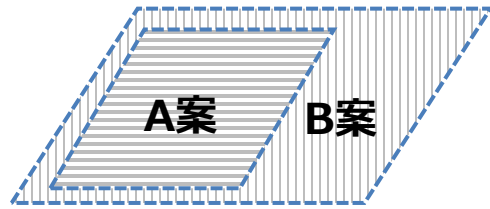
位置

A案 : ○万kW	A案 : ○機
B案 : △万kW	B案 : △機
C案 : □万kW	C案 : □機

規模



位置



規模

点的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

面的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

*計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年 3 月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）より作成



建替事業の特色

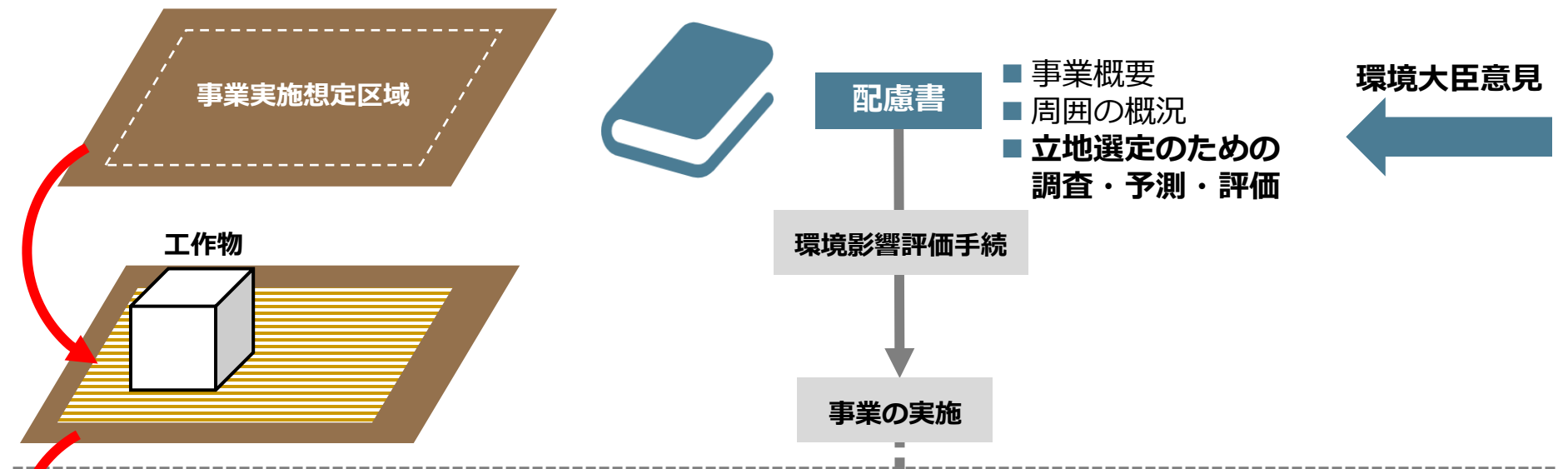
- 建替え前後で**工作物の位置や規模が大きく変わらない場合は、既存工作物についての環境監視結果等を新設工作物の環境影響評価に有効活用**することができる。
- 環境監視等の結果により、**既存工作物による環境負荷の程度が低いと判断できた場合には、位置・規模が類似する新設工作物によっても、重大な環境負荷が生じないと判断できる場合**があると考えられる。
- 建替え後に著しい環境負荷が生ずる懸念がある場合は、**従来と同様、厳しい大臣意見**を述べることとなる。

手続段階	通常の事業 (建替事業以外の事業)	建替事業
配慮書	新設事業 又は 位置・規模が大きく異なる建替え 活用可能な実測データに乏しい	建替え前後で位置・規模が類似 既存工作物の環境監視結果等を活用可能
	位置・規模等に係る 複数案の検討	近接地 であることは前提としつつ、 既存工作物の 環境監視結果等の精査
	環境保全上の見地から 環境大臣が意見 を述べることが可能	
方法書	調査・予測・評価の手法・項目選定	
準備書	調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果	
評価書	準備書の内容の見直し（環境影響評価結果の修正）	
報告書	事後調査、環境保全対策の状況	

建替配慮書の制度趣旨

■ 建替事業の場合には、**位置や規模が大きく変わらないため**、新設工作物と同等の調査・予測・評価ではなく、より簡易に重大な環境影響がないかどうかを判断することが可能。

通常の事業の環境影響評価手続



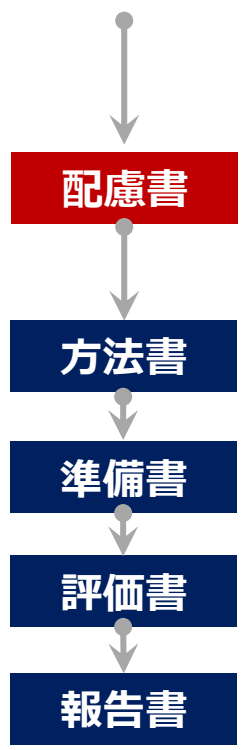
建替事業の環境影響評価手続



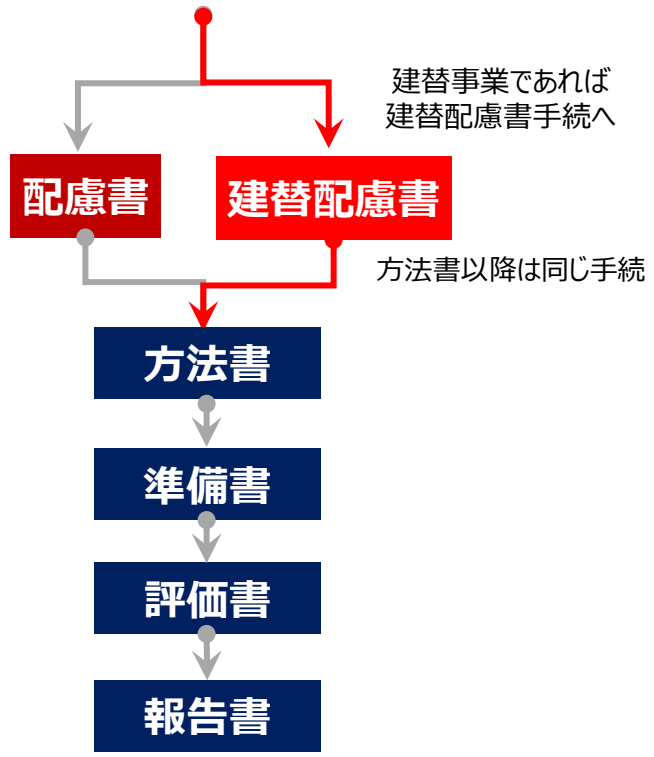
建替配慮書を含む環境影響評価手続

- 環境影響評価法における建替事業に該当する場合、必ず建替配慮書手続を経ることになる。
- 建替配慮書の場合も、環境大臣は環境の保全の見地からの意見を述べることとされている。
- 方法書以降は、通常の環境影響評価手続を実施することになる。

環境影響評価法対象事業*



環境影響評価法対象事業*



改正環境影響評価法
施行後

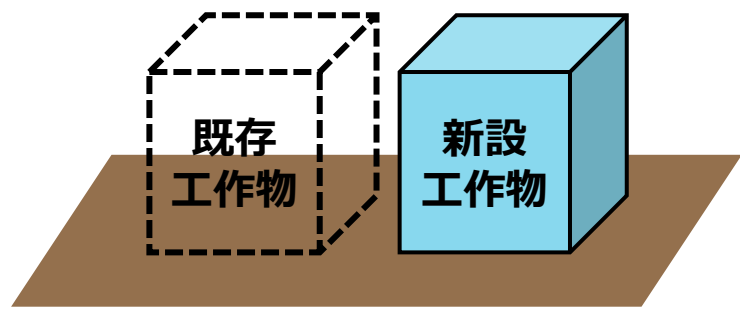
*環境影響評価法の対象事業のうち規模要件を満たすもの。
今回の法改正により、対象事業そのものや対象となる規模要件は変更されていない。

建替事業のイメージ

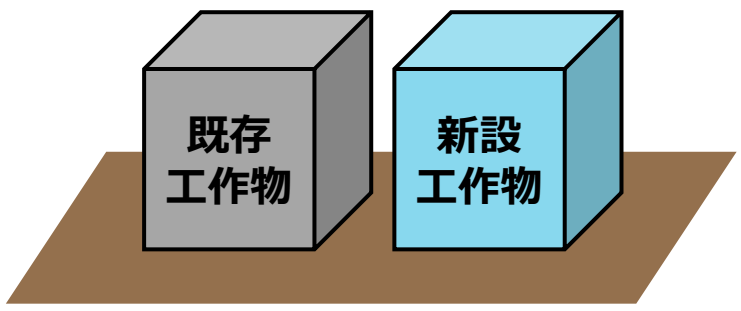
- 建替事業は、既存工作物の除却、又はその使用の廃止が必要となる。
- 改良するなどして既存工作物を継続的に利用し続ける事業は建替事業には該当しない。

建替事業

除却

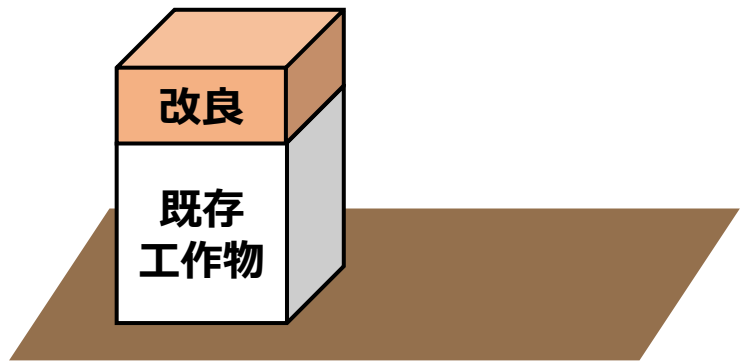


使用の廃止

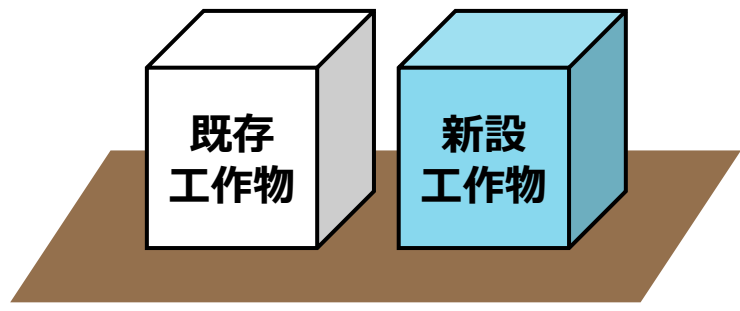


建替事業には該当しないもの

改良

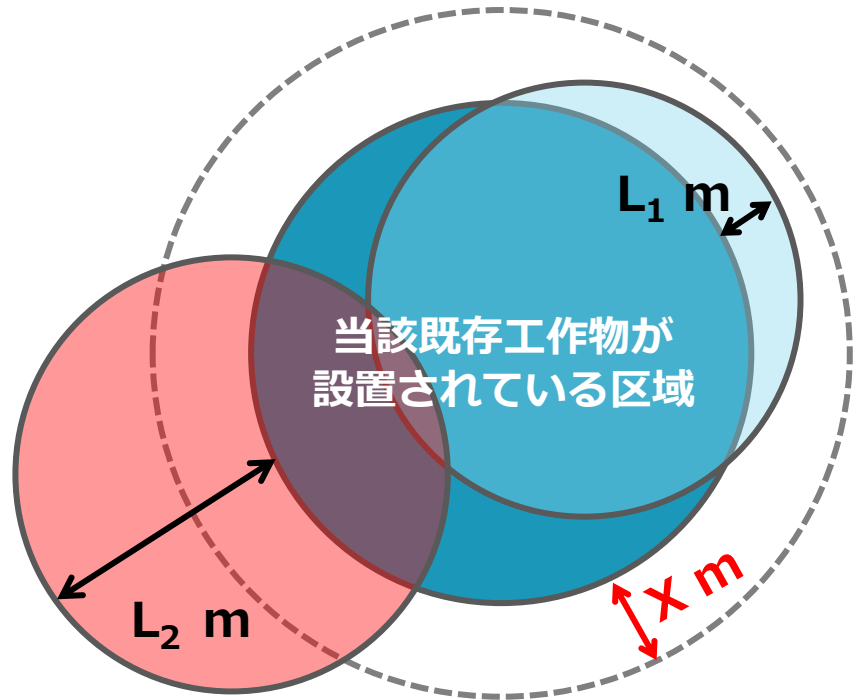


廃止せず利用



建替事業の適用要件（距離）

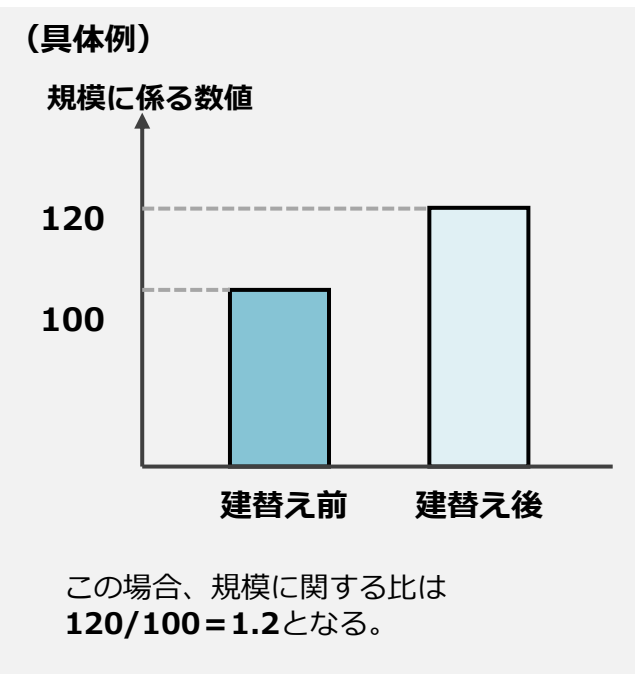
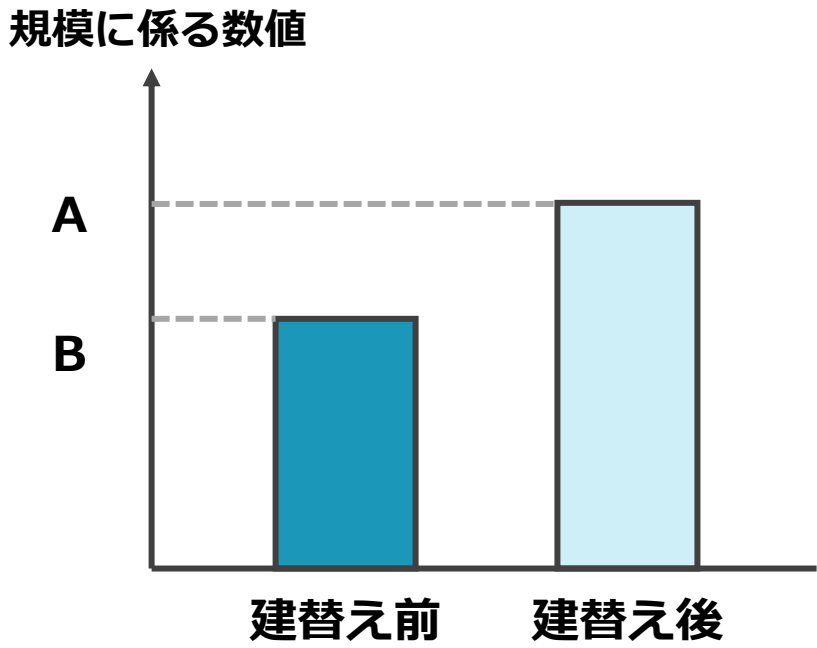
- 既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離 のイメージは以下のとおり。
→ 例：発電所であれば既存施設の敷地の境界等が考えられる



距離に係る数値		政令で定める距離	
L_1	$\leq$	X	→ 距離に関する建替事業の要件を満たす
L_2	$>$	X	→ 距離に関する建替事業の要件を満たさない

建替事業の適用要件（規模の比）

- 工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比のイメージは以下のとおり。
 → 例：発電所であれば発電出力（kW）等が考えられる



規模に係る数値 政令で定める比

$$A / B \leq Y$$

→ 規模の比に関する建替事業の要件を満たす

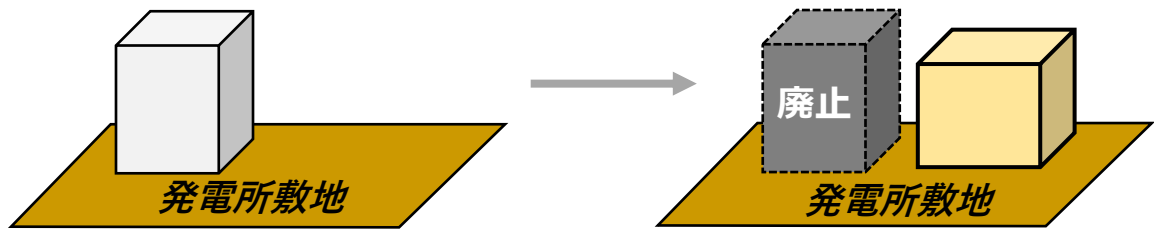
$$A / B > Y$$

→ 規模の比に関する建替事業の要件を満たさない

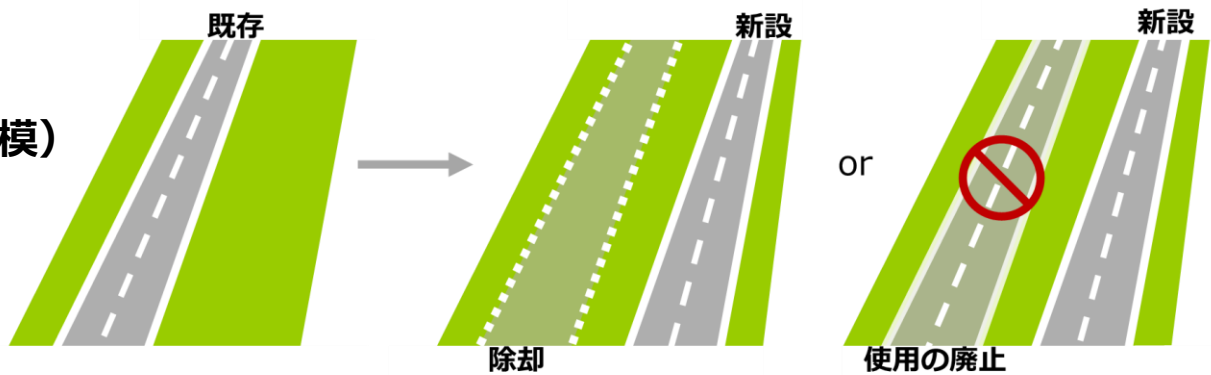
建替事業の実施が想定される事業種

- 環境影響評価法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業種を対象としている。
- 対象事業のうち、**発電事業においては、既存の発電所・発電設備を除却又は廃止し新たに設置する（以下「建替え」という。）事業がこれまで多数実施されてきている。**
- 一方で、発電事業以外の法対象事業種（道路、河川工事、鉄道、飛行場、廃棄物最終処分場及び面的整備事業）においては、老朽化等により一部をメンテナンスして長寿命化を図ることはあるものの、既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設した事業について環境影響評価法に基づく手続が行われた実績はない。

実績ありの例：発電事業
（火力の場合）



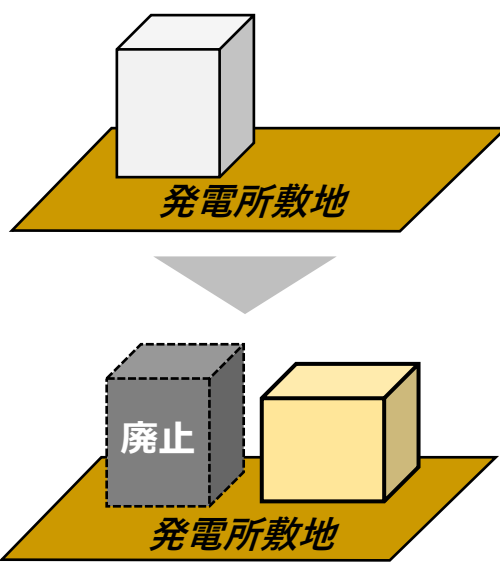
実績なしの例：道路事業
（法対象となる規模）



発電所事業の建替実績

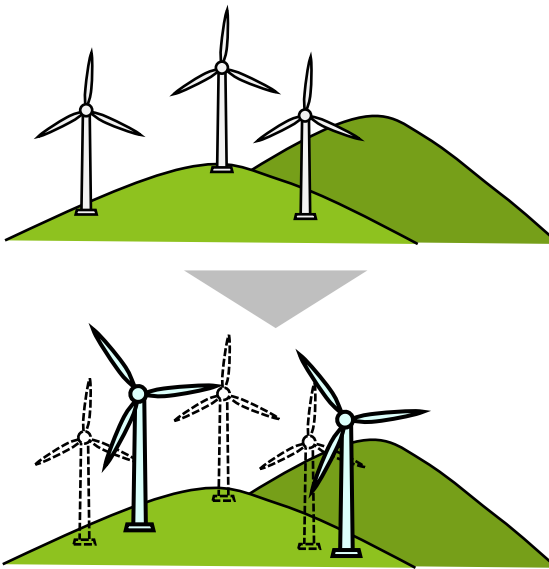
■ 令和 7 年 3 月末までに評価書が確定した事業において、建替えが実施されたのは**火力発電・風力発電・地熱発電**の 3 つであると考えられる。

火力発電所



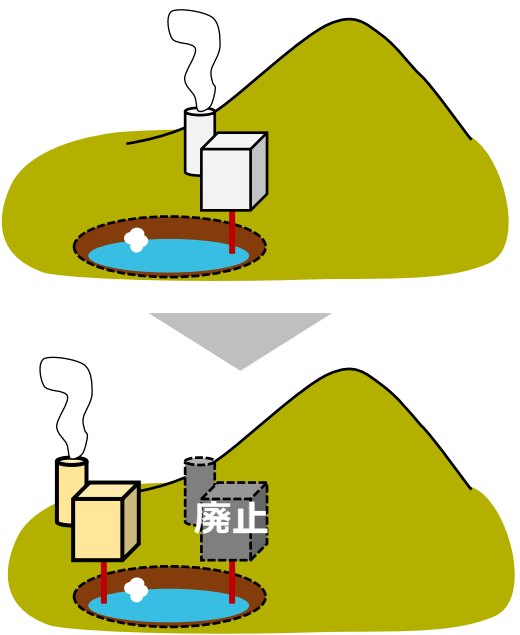
24事例

風力発電所



19事例

地熱発電所



3事例

建替事業の適用要件を定めるにあたって

- 建替え前の事業と建替え後の事業において、「距離や規模が大きく変わらない」とはということか検討するにあたっては、環境影響評価法における環境影響評価手続において、評価書の公告後、事業の着手に至るまでに事業目的・内容の変更をした場合に手続の再実施を要しない要件（軽微変更要件）を参考にすることができると考えられる。
- 建替事業の適用要件（距離及び規模の比）を定めるにあたっては、軽微変更要件を参考にするとともに、**これまで建替えの実績があり、今後も建替えが想定される火力発電、風力発電、地熱発電については、建替え前後の距離や規模、環境影響の変化等を踏まえながら検討を進めること**としたい。

参考

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（対象事業の実施の制限）

第三十一条（略）

- 2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合に、**当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更**に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3・4（略）

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

- 第十三条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（中略）とする。

2（略）

※法第28条の規定においても、方法書の公告から評価書の公告までの間に事業内容の修正をした場合にも同様の趣旨が記載されているが、評価書の公告後に事業内容の変更を認めることは、環境影響評価手続の最終成果物である評価書に記載された内容と異なった内容で事業を実施することを認めることになるため、評価書の公告前の修正より限定されたものしか認められるべきではないという考え方のもと、事業の諸元が多く設定されたり、手続の再実施を不要とする基準がより厳しくされている。

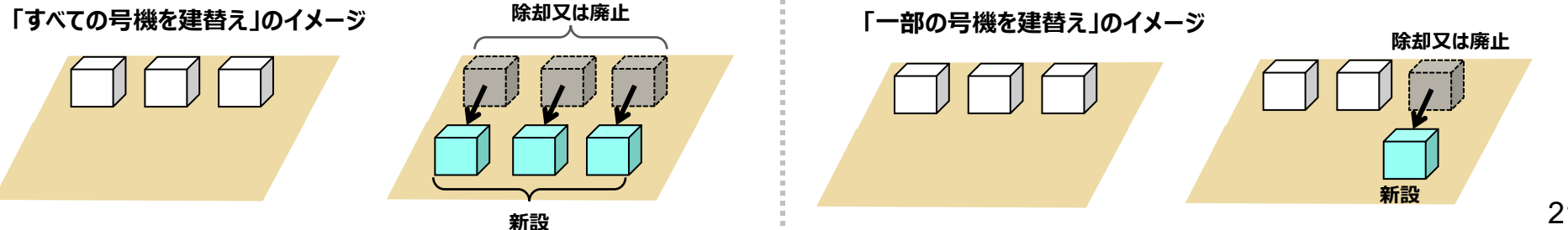
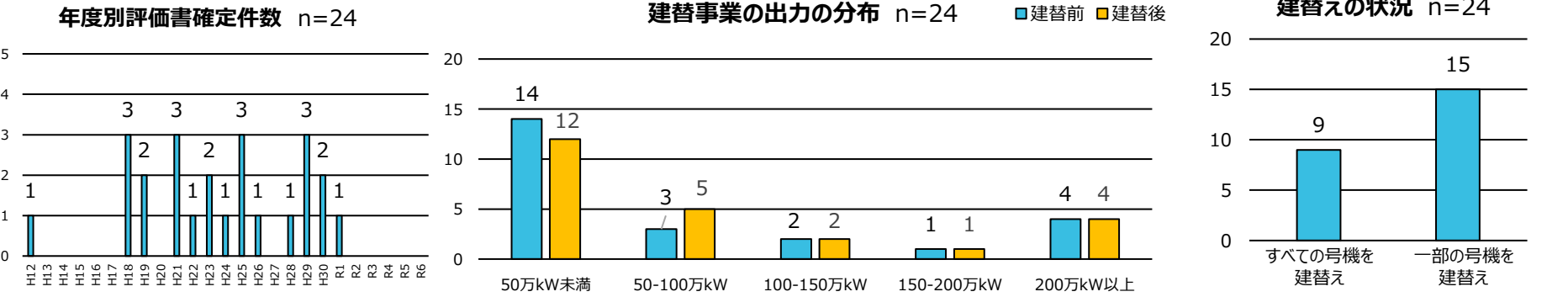
火力発電所の建替えについて（実績）

- 環境影響評価法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した24件を対象にした。
- 特徴：①出力50万kW未満の事業が約半数を占める。
②すべての号機を建て替えるのではなく、一部の号機を建て替える事業が多い。

（参考）火力発電所に係る軽微変更要件（距離・規模に係るもの）

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
火力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(略)	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。

<実績の整理>



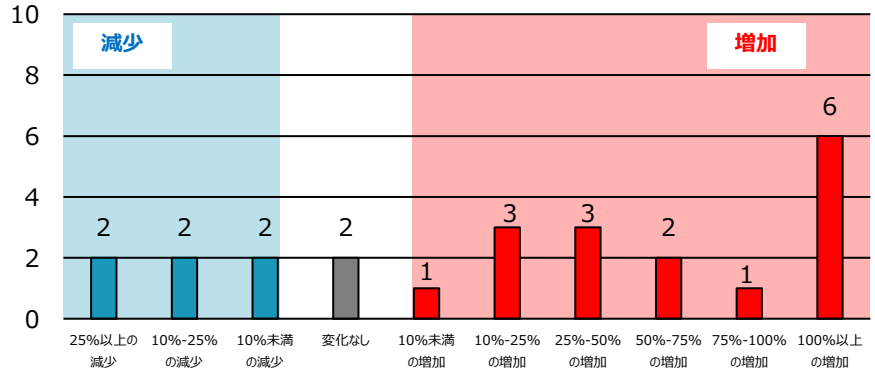


火力発電所の建替えについて（建替えの前後比較）

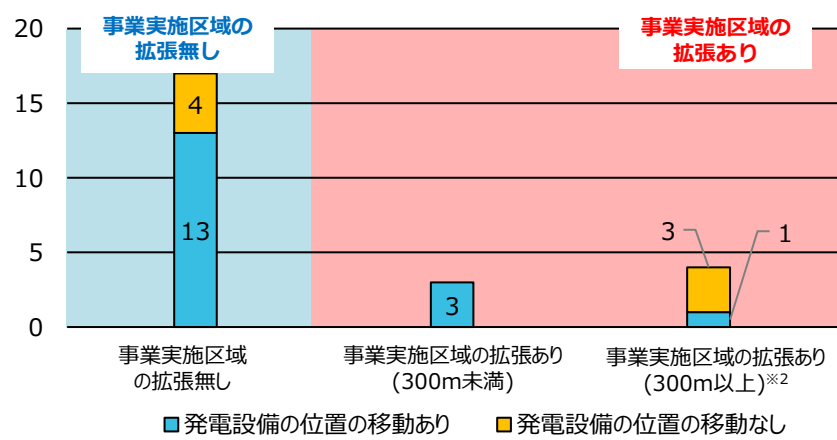
- 16事業で建替え後の出力が増加しており、うち6事業は100%以上の増加があった。
- 18事業で温排水の放水口の移動はなかった。

<実績の整理>

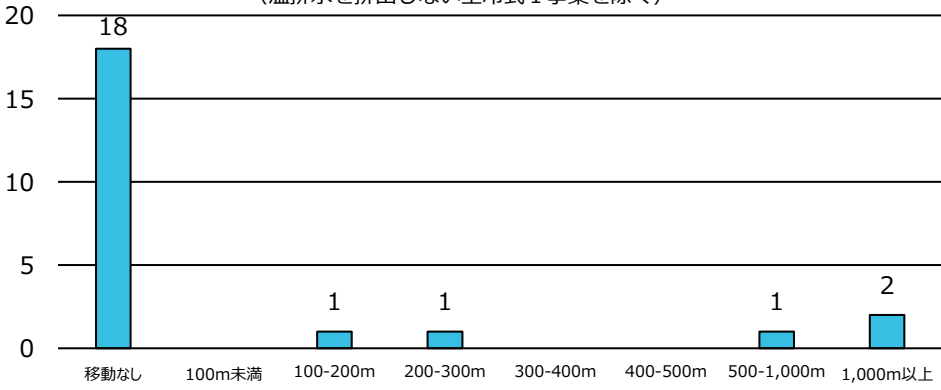
建替え分の出力の増減 n=24



事業実施区域※1の変更と発電設備の移動 n=24



温排水放水口の移動距離の分布 n=23
(温排水を排出しない空冷式 1 事業を除く)



※1 既設発電所の敷地を建替前の事業実施区域とみなし、建替事業の事業実施区域と比較を行った。
※2 「事業実施区域の拡張あり(300m以上)」のうち発電設備の移動のない3事業については、ガス管、パイプライン、最終処分場の設置により事業実施区域が拡張される。



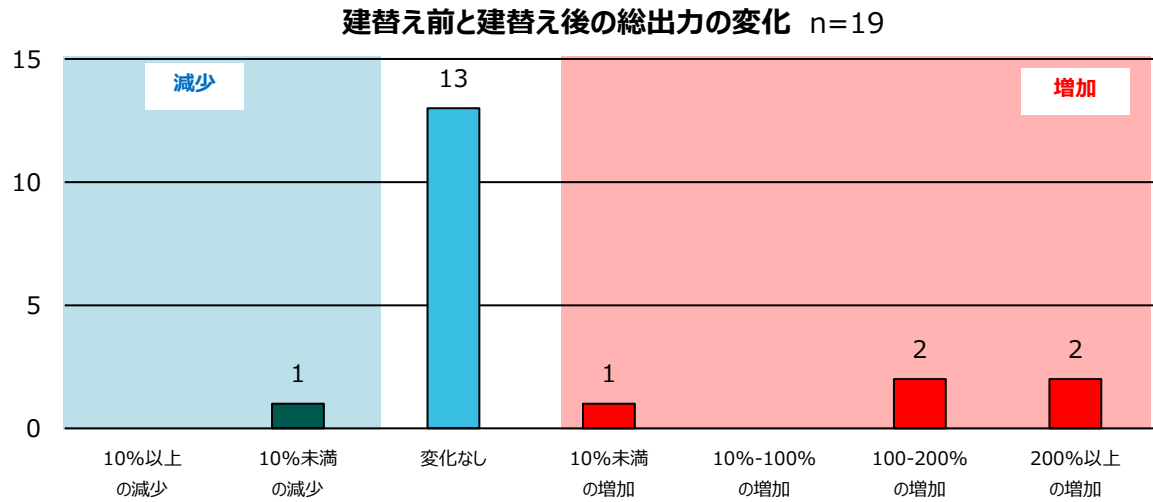
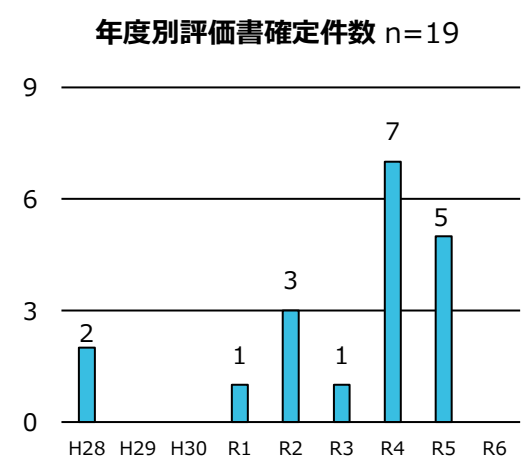
風力発電所の建替えについて（実績）

- 環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した19件（※）を対象とした。
 - 建替え前と建替え後の総出力が大きく変化しない事業が多い。
- （※）平成24年10月から令和3年10月までは風力発電事業の第一種事業の規模要件は1万kW以上。

（参考）風力発電所に係る軽微変更要件

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
風力	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

<実績の整理>



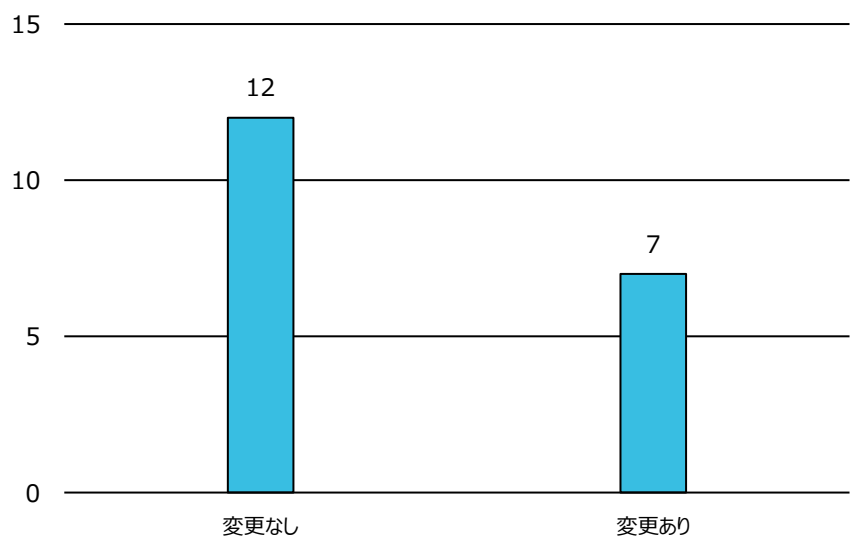


風力発電所の建替えについて（建替えの前後比較）

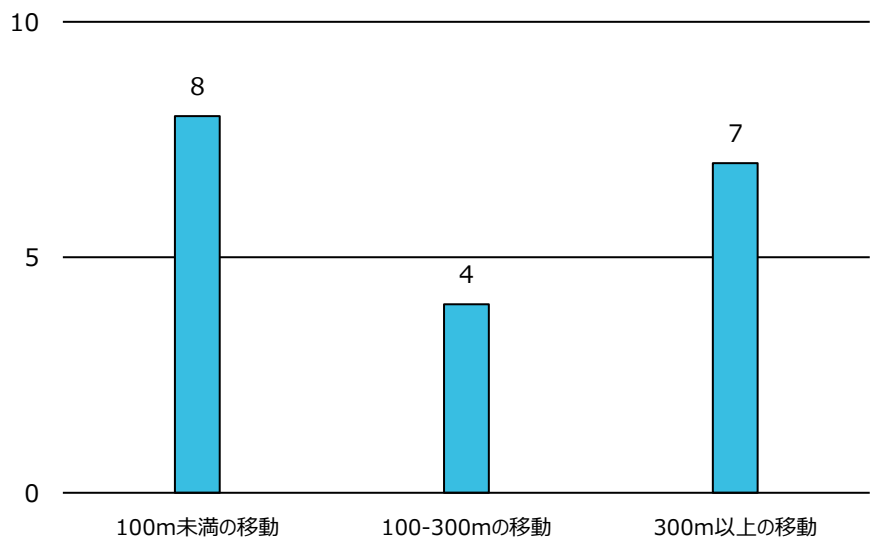
■ 建替え前と建替え後の事業区域は大きく変化しないことが多いが、11事業は風車位置が100m以上移動している。うち1事業は事業区域が約2km離れた場所に移動した。

<実績の整理>

300m以上の事業区域の変更 n=19



事業ごとの風車の移動距離 n=19



※建替え後の風車が建替え前の風車位置から300m未満の場合を「変更なし」、300m以上離隔している場合を「変更あり」とした。



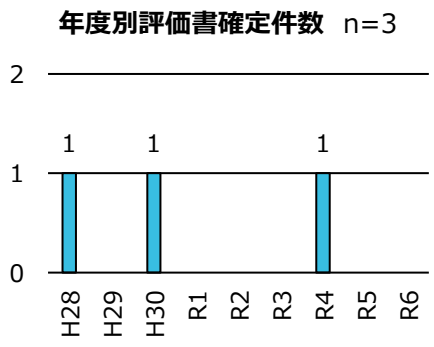
地熱発電所の建替えについて（実績と建替えの前後比較）

- 環境影響評価法に基づく手続を実施した地熱発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した3件を対象とした。
- 出力については、1事業が増加し、2事業が減少した。
- 発電設備の建替えについて、すべての事業で既存の発電所敷地内での建替えが行われている。
- 生産井及び還元井について、2事業は既設の流用により位置の変化はなく、1事業は新規掘削により移動があった。

（参考）地熱発電所に係る軽微変更要件（距離・規模に係るもの）

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
地熱	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(略)	
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。

<実績の整理>



	出力の増減率	発電設備設置のための敷地拡張	100m以上の蒸気井の移動	100m以上の還元井の移動	その他
A発電所	16%増	なし	なし	なし	搬入路の新設あり
B発電所	1%減	なし	あり	あり	
C発電所	36%減	なし	なし	なし	



配慮書の記載内容（通常の事業の場合）

- 環境省が定める「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に基づき定められる主務省令（※）等を踏まえ、配慮書は作成されている。
- 一般的な発電所の配慮書の記載内容は以下の通り。なお具体的な計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価については、事業種・地域特性に応じて実施されている。

第 1 章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第 2 章 第一種事業の目的及び内容

2-1 第一種事業の目的

2-2 第一種事業の内容

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 第一種事業の名称 | (5) 第一種事業により設置又は変更される発電所の出力 |
| (2) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積 | (6) 第一種事業により設置又は変更される発電所の設備の配置計画の概要 |
| (3) 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項 | (7) 第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工程計画の概要 |
| (4) 第一種事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類 | (8) その他の事項 |

第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- (3) 土壌及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

3-2 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他第一種事業に関する事項

第 4 章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

- (1) 計画段階配慮事項の選定の結果
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 調査、予測及び評価の結果
- (4) 総合的な評価

計画段階配慮事項の例

- 火力発電**：大気質（窒素酸化物）、景観
- 風力発電**：騒音及び超低周波音、風車の影、動物（陸域）、植物、生態系、景観
- 地熱発電**：動物、植物、生態系、景観

（※）**発電事業**の場合、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」により示されている。

第 5 章 その他



建替配慮書の記載事項

- 建替配慮書では、通常の配慮書と大きく異なり、「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載することとしている。
- 「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」は、既に実施されている建替え前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施した事後調査や環境監視の結果等を有効活用することで、既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができると考えられる。
- 火力発電、風力発電、地熱発電に関して、既に実施している事業についてはそれぞれの事業の特徴に応じた事後調査や環境監視が実施されることが一般的である。

<配慮書と建替配慮書の記載内容>

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

<発電事業において一般的に行われる事後調査や環境監視の内容 >

火力発電所 地元自治体との環境保全協定等により、大気等の環境監視が行われることが多い。

風力発電所 鳥類への影響等についての事後調査が行われることが多い。

地熱発電所 温泉モニタリングを含む定期的な環境監視が行われることが多い。



アセス図書の継続公開

背景

- アセス手続において作成した書類（アセス図書）は、地域の環境情報、環境影響評価の結果等が集約された文書。
- アセス図書は後続事業者による効果的な環境影響評価や地域理解の醸成に有用であるものの、法律で定められた事業者によるアセス図書の公表期間は約 1 か月。既存のアセス図書の情報を十分に活用できていない。
- 環境省では、運用上、アセス図書の継続公開の取組を進めてきたが、現時点（令和7年10月）までに法に基づく環境影響評価が実施された事業916件のうち、図書を継続公開している事業件数は88件。

改正内容

- ✓ 環境大臣は、政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により**アセス図書（※）を公開することができる。**
※配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書の5種。
- ✓ ただし、この場合においては、あらかじめ、**当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。**

アセス図書公開の効果

- アセス図書を継続公開することで、
- ✓ 後続事業者による、より効果的な環境影響評価の実施や累積的な環境影響の評価への活用
 - ✓ 透明性の向上による、事業に対する地域やステークホルダーの理解醸成が期待される。

アセス図書の公開状況（令和7年10月時点）

事業種	事業数	図書数
道路	10	18
河川	2	2
鉄道	2	2
飛行場	8	21
発電所	59	75
火力	3	3
太陽光	4	4
陸上風力	42	58
洋上風力	10	10
廃棄物最終処分場	1	4
埋立て及び干拓	3	4
土地区画整理事業	3	6
合計	88	132



アセス図書の継続公開の期間・方法

- アセス図書の公開期間は、
事業者の同意を得た日から起算して30年を経過するまでの日
とすることを検討中（パブリックコメント（9月4日～10月3日）を実施済）。
- アセス図書を公開するに当たって、次の事項を検討していく必要がある。
 - ・公開するウェブページのデザイン
 - ・図書の取り扱いに係る留意点
（特に、**事業者が図書について有する権利への配慮や、利用者に対する継続公開の制度趣旨の周知のあり方**）

<ウェブページのデザインのイメージ>

- ・図書ごとに、公表された年月を記載。
- ・公開の同意を得られた図書は、年月をリンク化し、クリックすると図書を閲覧可能。
- ・公表自体されていない図書は「－」で表示。

	配慮書	方法書	準備書	評価書	報告書
道路の新設及び改築					
A事業	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4	R12.4
B事業	R8.4	－	－	－	－
ダムの新築、堰の新築及び改築の事業					
C事業	R8.4	R9.4	－	－	－
D事業	R8.7	－	－	－	－
鉄道の建設及び改良の事業					
E事業					
・					
・					